

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

安来市立広瀬中学校

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等のための対策を推進します。

1 基本理念

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、家庭や地域、外部専門機関等と連携を図りながら、継続的・計画的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- (2) いじめは、決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置するがないようその情操と道徳心を培う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭や地域、教育委員会と一体となり、外部専門機関等との連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍している学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

(2) いじめの基本認識

- ① いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ③ いじめによって苦痛を「受けている側」の立場に立って対応する。
- ④ いじめは、「されている側」の問題ではなく、「する側」の問題である。
- ⑤ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑥ いじめの予防と解決には、全教職員の強い思いと生徒自身の力、保護者の思いが必要である。

3 具体的な取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

- いじめ等対策委員会（校長、教頭、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭。必要があればスクールカウンセラーや部活動顧問等も含める）の設置
- 生徒指導部会、生徒指導職員会等で情報の共有 →全職員で組織的に対応

(2) いじめ防止等に関する措置

① 未然防止のための取組

- 自己の存在感や安心感があり、自尊感情が育つ学級・学年、学校づくりの推進
 - ・生徒会の自治活動の推進
 - ・アンケートQU等を活用した信頼関係を基軸とした人間関係づくり

- 人権感覚を磨き、差別や偏見を許さない態度と実践力を育てる教育活動の推進
 - ・学び合う授業づくり
 - ・人権・同和教育、道徳教育及び体験活動等の充実
- 一人一人のニーズと困り感に添った特別支援教育の推進
- 生徒会を主体とした『いじめ撲滅宣言』の周知とそれに基づく取組の推進
- 教職員の人権感覚、人権意識の高揚の研修の充実
- 保護者への協力依頼と地域との連携

② いじめの早期発見のための取組

- 生徒理解を深め、信頼関係を基盤としたきめ細かな教育相談、生徒指導の推進
 - ・いじめ相談窓口（教育相談コーディネーター、養護教諭、学級担任）の周知
 - ・教育相談週間（学期1回）、スクールカウンセラー相談（年間132時間）、アンケートQU（年2回）の活用、定期的なアンケート調査の工夫と活用
 - ・教職員間の情報の共有化と保護者との連携
 - ・些細な変化を見逃さない教職員の意識・姿勢・感性
 - ・異校種間や学校間、校外相談期間との連携

(3) いじめに対する対応

① 組織で対応

- 対応の大まかな流れ

発見者・相談を受けた者 → 速やかにいじめ等対策委員会に報告 → いじめ等対策委員会の招集 → 学年部による事実確認 → いじめ解消チームを中心全職員で対応

- 重大事態の場合は、市教育委員会と連携し、関係機関を含めた組織を設置し対応

※重大事態の定義

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（自死を企図、重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性疾患の発症等）
- ・いじめにより生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連續して欠席するような場合は目安にかかるわらず、適切に判断する）
- ・被害生徒や保護者から「いじめにより重大な事態が生じた」という申し立てがあったとき

② 関係生徒への対応

- いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- 被害者、加害者、周囲の生徒等から多面的な視点で情報収集を行う。
- 被害者の立場に立ち、被害生徒を安心させる対応をとる（心のケア）。
- 加害者には、事実を確認しながらその重大性を認識させるとともに、自身が抱える問題等も考慮した対応、指導を進め、被害生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。
- 被害者が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめたとする行為を行った生徒への適切な指導を行う。
- 周囲の生徒（観衆、傍観者）には、いじめの認識や対応の在り方について指導する。

③ 関係の保護者への対応

- 被害者の保護者には、被害生徒の立場に立った説明や相談を行う。
- 加害者の保護者へは、事実の説明と確認及び重大性の認識とともに、被害者の立場に立った対応を第一義的に考え、あわせて該当生徒の抱える問題等にも考慮した対応を継続的に依頼する。

④ 関係機関との連携

- 市教委へ報告し、連携して対応する。
- 生徒の心身に重大な被害が生じた場合やそのおそれがあると思われる緊急な場合は、管理職及び担当者の判断により警察へ通報し、連携して対応する。

いじめ発生時の対応の概要

| 対 応 | 教 職 員 の 動 き |
|----------------------|--|
| 1. 発見・情報入手 →報告 | <p>発見者 いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。</p> <p>発見者・情報入手者 ・速やかにいじめ等対策委員会（校長、教頭、生徒指導主事、教育相談CN、学年主任、養護教諭）へ報告</p> |
| 2. 対応方針の確認 | <p>いじめ等対策委員会の招集 ・対応方針の決定 ・「いじめ解消チーム」 (学年主任、学級担任、学年生徒指導教員、養護教諭、SC等)の編成 ・チームの役割分担の決定</p> |
| 3. 事実確認 | <p>学年部等による事実確認 ・被害生徒、加害生徒、周りの生徒からの聞き取り（記録する） → いじめの認知</p> |
| 4. 情報集約と解消への対応の検討・決定 | <p>いじめ解消チーム ・情報を集約し、いじめ解消への対応方針を検討する ・全教職員に事象と対応方針の説明 ・管理職から市教委へ報告・連携</p> |
| 5. 保護者へ連絡 | <p>学年部等による説明 その日のうちに、聞き取りの記録をもとに、 ①被害生徒の保護者へ家庭訪問により状況と学校の対応方針を説明する ②加害生徒の保護者へ状況と学校の対応方針を説明し、家庭の協力を求める</p> |
| 6. 関係生徒への支援・指導 | <p>いじめ解消チーム ①被害生徒の見守り、安全確保、専門家との連携、生徒・保護者へのケア、支援 等 ②関係生徒への指導 ③関係保護者への指導の報告</p> |
| 7. 繼続的指導 | <p>全教職員 ・今回の対応の経緯とその反省 ・関係生徒への継続的な見守り ・周囲の生徒への働きかけ、指導 ・学校全体としての、いじめ撲滅に向けた指導方針・方法の検討 ・管理職から市教委へ対応後の報告・連携</p> |

いじめの「解消」の定義

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。

② 被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害を受けた生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。被害を受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。